規 則 別 表 第1 ~ 第3

地域区分		地域又は場所
	第 1 種禁止地域	1 条例第3条第4号に規定する地域 2 条例第3条第7号に規定する地域 3 条例第3条第8号に規定する地域 4 条例第3条第10号に規定する地域 5 条例第3条第11号に規定する地域 6 条例第3条第13号に規定する地域のうち第2条の2第3項第4号,第9号,第16号,第21 号及び第22号に規定する区域(同項第16号に規定する区域にあつては,起点から一般 国道504号との交点までの区間に接続する区域に限る。)
禁止地域	第 2 種禁止地域	1 条例第3条第1号に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く地域 1の2 条例第3条第1号の2に規定する地域 1の3 条例第3条第1号の3に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く地域 2 条例第3条第2号に規定する地域 3 条例第3条第3号に規定する地域 4 条例第3条第5号に規定する地域 5 条例第3条第6号に規定する地域 6 条例第3条第6号に規定する地域 7 条例第3条第12号に規定する地域 8 条例第3条第12号に規定する地域のうち第2条の2第3項第1号から第3号まで,第6号から第8号まで,第10号,第11号,第13号から第20号まで及び第23号から第27号までに規定する区域(同項第16号に規定する区域にあつては,起点から一般国道504号との交点までの区間に接続する区域を除く。) 9 条例第3条第14号に規定する地域 10 条例第3条第15号に規定する地域 11 条例第3条第15号に規定する地域 11 条例第3条第16号に規定する地域 11 条例第3条第16号に規定する地域 12 条例第3条第17号に規定する地域 13 条例第3条第17号に規定する地域
	第3種禁止地域	<ul><li>1 条例第3条第1号に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</li><li>2 条例第3条第1号の3に規定する地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</li></ul>
	第 1 種制限地域	1 条例第5条第1項第3号に規定する地域のうち第3条第1項第8号に規定する区間 2 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項 第8号に規定する区間に接続する区域に限る。)
制限地域	第2種制限地域	1 条例第5条第1項第1号に規定する地域 2 条例第5条第1項第2号に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 2の2 条例第5条第1項第2号の2に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 2の3 条例第5条第1項第2号の3に規定する地域のうち市に属する地域を除く地域 3 削除 4 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項 第5号,第8号及び第11号から第13号までに規定する区間に接続する区域を除く。) 5 条例第5条第1項第5号に規定する地域 6 条例第5条第1項第6号に規定する地域 7 条例第5条第2項に規定する市町村の区域
	第3種制限地域	1 条例第5条第1項第2号に規定する地域のうち市に属する地域 1の2 条例第5条第1項第2号の2に規定する地域のうち市に属する地域 1の3 条例第5条第1項第2号の3に規定する地域のうち市に属する地域 2 条例第5条第1項第3号に規定する地域のうち第3条第1項第5号及び第11号から第13 号までに規定する区間 3 条例第5条第1項第4号に規定する地域のうち第3条第2項に規定する区域(同条第1項 第5号及び第11号から第13号までに規定する区間に接続する区域に限る。)

注 広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする地域又は場所が、上表の複数の地域区分に該当する場合は、当該地域又は場所は、禁止又は制限の度合いが最も厳しい地域区分に該当するものとする。

#### 別表第2(第3条の3,第4条,第8条関係)

## 第1 広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準

- 1 広告物及び掲出物件の個数,形状,意匠及び色彩は,広告物を表示し,又は掲出物件を設置する場所の周囲の環境との調和が保たれるものであること。
- 2 広告物及び掲出物件の形状, 意匠及び色彩は, 構造物としての固有の美を備えるものである こと。
- 3 広告物及び掲出物件の大きさは、効果の限度において最小限のものであること。
- 4 広告物及び掲出物件の色彩は、原則として中間色又は同系統の色であり、その色の種類は少ないものであること。
- 5 広告物及び掲出物件の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置方法は、 倒壊、落下等によつて公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- 6 道路法,建築基準法等鹿児島県屋外広告物条例以外の法令の適用を受ける広告物及び掲出 物件は,これらの法令の規定に適合するものであること。
- 7 禁止地域内にあつては、発光塗料、ネオン管及び点滅式の光源を使用するものでないこと。

#### 第2 広告物及び掲出物件の表示面積の合計に関する基準

一区画の土地又は一つの建物の敷地において表示する野立広告物,壁面広告物,突出広告物, 屋上広告物及び広告網の表示面積の合計は,次の左欄に掲げる地域区分ごとにそれぞれ次の右欄 に掲げる面積を超えないこと。

地域区分	面積	
第1種禁止地域	10平方メートル	
第2種禁止地域	20平方メートル	
第3種禁止地域	30平方メートル	
第1種制限地域	40平方メートル	
第2種制限地域	80平方メートル	

- 注1 野立広告物とは,広告板,広告塔等の土地に定着した広告物及び掲出物件をいう。
  - 2 壁面広告物,突出広告物及び屋上広告物とは,建物の側面又は屋上を利用して表示し,又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
  - 3 広告網とは,広告旗,懸垂幕,横断幕その他これらに類するものをいう。
  - 4 表示部分と空間部分とが一体となって一つの広告の内容を表示していると認められるものについては、空間部分を含めた面積を表示面積とする。

# 第3 禁止地域及び制限地域に係る規制の適用を除外する基準

広告物の種類	地域区分	規制の適用を除外する基準
(条例の関係条項)		7,611q × 22,14 G1744 + 7 G G T
寄贈広告物	第1種禁止地域	(1) 表示箇所は、寄贈等に係る1物件又は1施設につき1箇所であるこ
(第6条第1項第4号)	第2種禁止地域	٤.
	第3種禁止地域	(2) 表示面積は、0.3平方メートル以内であること。
	第1種制限地域	
	第2種制限地域 第3種制限地域	
自家用広告物	第1種禁止地域	【1) 表示面積の合計は,2平方メートル以内であること。
(第6条第2項第1号)	3/11里赤亚地域	(2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)
		を満たすものであること。
	第2種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
	第3種禁止地域	(2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)
		を満たすものであること。
	第1種制限地域	(1) 表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。
	第2種制限地域	(2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)
	第3種制限地域	を満たすものであること。 (1) 表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。
	弗3俚刑限地域	(1) 表示面傾の合計は、20平万メートル以内であること。  (2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)
		を満たすものであること。
管理用広告物	第1種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。
(第6条第2項第2号)	第2種禁止地域	(2) 広告物の種類ごとに第5の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満
	第3種禁止地域	たすものであること。ただし,第3種禁止地域にあつては,野立広告物
		の地上から広告物の上端までの高さは5メートル以下であること。
	第1種制限地域	(1) 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
	第2種制限地域	(2) 広告物の種類ごとに第6の許可基準(表示面積の基準を除く。)を満
	第3種制限地域	たすものであること。ただし,野立広告物の地上から広告物の上端までの高さは5メートル以下であること。
板塀・シャッター等広	第1種禁止地域	(1) 宣伝の用に供するものでないこと。
告物	第2種禁止地域	(2) 直書き(塗料等を直接塗布するものをいう。)又はこれに類する方法
(第6条第2項第3号)	第3種禁止地域	で表示するものであること。
	第1種制限地域	(3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するものにあつ
	第2種制限地域	ては,表示期間は工事施行期間内であること。
	第3種制限地域	(4) 店舗, 倉庫及び車庫のシャッターその他これに類するものに管理上
		の必要から店名等を表示する場合は、表示面積は0.5平方メートル以
<b>卢科本产生</b>	次 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	内であり、かつ、表示箇所は1面につき1箇所であること。
自動車広告物(第6条第2項第7号)	第1種禁止地域 第2種禁止地域	(1) 表示場所は,車両の左右及び前後の側面とする。 (2) 表示面積は,車両の左右の側面につきそれぞれ4平方メートル以
(知U未用4供用(万)	第3種禁止地域	内, 車両の前後の側面につきそれぞれ1平方メートル以内であること。
	第1種制限地域	ただし、広告宣伝用自動車に係る表示面積の合計は、20平方メートル
	第2種制限地域	以内であること。
	第3種制限地域	(3) 中間色又は同系統の色を使用するものであり、かつ、使用する色の
		種類が少ないものであること。

# 第4 禁止物件に係る規制の適用を除外する基準

広告物の種類	地域区分	規制の適用を除外する基準
(条例の関係条項)		
自家用広告物	第1種禁止地域	表示面積の合計は,2平方メートル以内であること。
(第6条第3項第1号)	第2種禁止地域	表示面積の合計は、3平方メートル以内であること。
	第3種禁止地域	
	第1種制限地域	表示面積の合計は,5平方メートル以内であること。
	第2種制限地域	
	第3種制限地域	
管理用広告物	第1種禁止地域	表示箇所は管理する物件1件につき1箇所であり、表示面積は1平方メ
(第6条第3項第2号)	第2種禁止地域	ートル以内であること。
	第3種禁止地域	
	第1種制限地域	
	第2種制限地域	
	第3種制限地域	

# 第5 許可を受けて禁止地域内に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合における許可基準 (条例の関係条項 第6条第4項、第10条第1項)

#1 種禁止地域 (1) 植上から広告物の上端までの高さは、5 ゲートル以下であること。 (3) 表示部がの音味は、3 チャール以内であること。 (3) 表示部がの音味は、3 チャール以内であること。 (3) 表示部がの音味は、1 0 チャール以内であること。 (3) 表示部がの画味したいこと。 第3種葉止地域 (1) 地上から広告物の上端での高さは、10 ゲートル以下であること。 (2) 表示部がの画味したいこと。 第3種葉止地域 (1) 表示部が自動味しないこと。 (2) 表示部が自動味しないこと。 (3) 表示部がの画味しないこと。 (4) 表示部が自動味しないこと。 (5) 表示部が自動はしないこと。 (6) 表示部はは、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の5分の1以下であること。 (7) を参加に関いて数また。 (8) 壁面がらなみよいで表示し、又は設置しないこと。 (9) 層一内容の広告物の表示個数は、1 壁面につき1個であること。 (9) 層一内容の広告物の表示の数は、1 壁面につき1個であること。 (1) 数字の間に部分をふまいで表示し、又は設置しないこと。 (2) 阿一内容の広告物の表示を扱いて表示し、又は設置しないこと。 (4) 整章的自由部分を表まいで表示し、又は設置しないこと。 (4) 整面がらの安出橋は、1 平方メートル以内であること。 (4) 整面がらの安出橋は、1 平方メートル以内であること。 (4) 壁面がらの安出橋は、1 平方メートル以内であること。 (4) 壁面がらの安出橋は、1 平方メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出していないこと。 第2種葉止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にかっては2.5メートル以上、車道上であること。 (3) 1 壁面につき7 列であること。 (4) 壁面がらの変出橋は、1 メートル以下であること。 (4) 壁面がらの変出橋は、1 メートル以下であること。 (4) 壁面がらの変出橋は、1 オートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1 メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の原面さまに由ないこと。 (7) 対に変なるが関いであると。 (8) 広告物の自会は、建物の原面さると。 (8) 広告物の百名は、建り上がら広告もの目点までの高さの分の2 以下であり、かつ、5 ゲートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1 ルートル以下であること。 (5) 公道に交き出している幅は、1 ルートル以下であること。 (6) 広告物の高さは、地域につき1 調でかること。 (6) 広告物の百名は、建物の壁面の番音線から外に突き出さないこと。 第3種葉止地域 (1) 広告物の重点までの高され、カ道上にあつては2.5メートル以上、東道上にあること。 (4) 歴書上に地域 (1) 広告物の面の電直線から外に突き出さないこと。 第2種葉止地域 (1) 広告物の重点までの高さは、30メートル以下であること。 (4) 歴書上に地域 (1) 広告物の重点までの高さは、30メートル以下であること。 (4) 歴書上に地域 (1) 広告物の重点までの高され、30メートル以下であること。 (4) 歴書上に地域 (1) 広告が広告物の面のまで高され、30メートル以下であること。 (5) 公道は、20米の音音は、20メートル以下であること。 (6) 広告物の正との高され、30メートル以下であること。 (7) 位はないに、20米の音音は、20メートル以下であること。 (8) 近路は、20米の音音は、20メートル以下であること。 (9) 近路は、20米の音音は、20メートル以下であること。 (1) 広告が広告がいること。 (2) 地上からこれを設置する 20米の音音は、20メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の面の直にはないこと。 (3) 表述はためので高されているにはないるにはないこと。 (4) 壁面がらはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるに	_		貝 第6条第4項,第	
第2種禁止地域 (記事の会計は、3平方メートル以内であること。 第2種禁止地域 (記事の会) (記事の上端までの高さは、5メートル以下であること。 第3種禁止地域 (記事の)	<u> </u>	広告物の種類	地域区分	許 可 基 準
第2種類止地域 (3) 表示部分回転にないこと。 第2種類止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (3) 表示部分回転上ないこと 第3種類止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。 (3) 表示部分回転上ないこと 表示面隔の合計は、15ダメートル以内であること。 (4) 表示面隔の出情までの高さは、10メートル以下であること。 (5) 表示面隔の出情までの高さは、10メートル以下であること。 (6) 表示面隔の出情までの高さは、20メートル以下であること。 (6) 表示面隔したいこと。 (7) 表示面隔したいこと。 (8) 素面が旧能しないこと。 (9) 同一内容の広告物の表示に数値からはみ出さないこと。 (9) 同一内容の広告物の表示に数値がはみ出さないこと。 (9) 同一内容の広告物の表示に数値がはみ出さないこと。 (1) 東京面積は、五年物を表示する部分の建価面積の3分の1以内であること。 (1) 東京面積は、五年物を表示する部分の建価面積の3分の1以内であること。 (1) 東京面積は、10メルトル以及間がないこと。 (2) 原一内容の広告物の下端までの高さは、5メパートル以上であること。 (3) 理面につき1列であること。 (4) 東京面積は、12メートル以下であること。 (4) 東京面を対したが出た。 (5) 公園上に乗き出していな研は、12メートル以上であること。 (5) 公園上に乗き出している研は、12メートル以上であること。 (4) 東京の発出であること。 (4) 東京の発出であること。 (5) 公園上に乗き出している研は、12メートル以下であること。 (5) 公園上に乗り出している研は、12メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 対目面を表示面積は、13メートル以下であること。 (8) 広告物の正は、建物の屋上のから上に出ないこと。 (9) 北西からの大田はは、13メートル以下であること。 (1) 北西からの大田はは、13メートル以下であること。 (1) 北西からの大田はは、13メートル以下であること。 (2) 北西からの大田はは、13メートル以下であること。 (3) 北西からの大田はは、13メートル以下であること。 (4) 広告物の正義は、建物の屋上の表には、13メートル以下であること。 (4) 広告物の原治は、13メートル以下であること。 (4) 広告物の原治は、13メートル以下であること。 (4) 広告物の原治は、13メートル以下であること。 (4) 広告物の原治は、13メートル以下であること。 (5) 公園・10メートルは、13メートル以下であること。 (4) 広告物の原治は、13メートル以下であること。 (5) 公園・10メートルは、13メートル以下であること。 (6) 広告物の序論は、13メートル以下であること。 (7) 大田の東での高さは、33 広告物の序論は、25メートル以下であること。 (6) 広告物の序論は、25ペートルは、14、日本につき1何であること。 (7) 大田の東での高さは、33 広告物の序論は、33メートル以下であること。 (8) 広告物の序論は、25ペートル以下であること。 (9) 丘台の下流につきれること。 (1) 丘台の下流は、25ペートル以下であること。 (1) 丘台の下流に、25ペートルは、25ペート		野立広告物	第1種禁止地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは,5メートル以下であること。
第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (3) 表示部の合理的上端までの高さは、10メートル以下であること。 (3) 表示部の合理的上端までの高さは、10メートル以下であること。 (3) 表示部の合理的上端までの高さは、10メートル以下であること。 (3) 表示部の合理的上端までの高さは、10メートル以下であること。 (3) 表示部の合理的上端までの高さは、10メートル以下であること。 (3) 表示部の方型を表示して変元、19世面につき1個であること。 (4) 業等の関ロ部分をからいて表示し、実践を置いないこと。 (4) 実示値関は、反告物を表示する部分の建物の壁面面積の3分の1以下であること。 (5) 空面内に収まるように表示し、実面からはみ出さないこと。 (4) 空等の関ロ部分をふたいて表示し、又は設置しないこと。 (4) 空等の関ロ部分をふからいて表示し、又は設置しないこと。 (4) 空等の関ロ部分をふからいて表示し、又は設置しないこと。 (5) 空面内に収まるように表示し、実面がらはみ出さないこと。 (4) 空等の関ロ部分をふさいて表示し、又は設置しないこと。 (4) 空等の関ロ部分をふさいて表示し、又は設置しないこと。 (4) 空等のの実出関ロ・アットル以下であること。 (4) 空等のの実出関は、19メートル以下であること。 (4) 空面からの実出関は、19メートル以下であること。 (5) 公置はに突き出している網は、1メートル以下であること。 (6) 公置を物の上端は、2メートル以下であること。 (6) 公置を物の上端は、13メートル以下であること。 (6) 公置と学等出している網は、1メートル以下であること。 (6) 公置と学等出している網は、1メートル以下であること。 (6) 公置からの実出関は、15メートル以下であること。 (6) 公置からの実出関は、15メートル以下であること。 (6) 公置からの実出関は、15メートル以下であること。 (6) 公置からの実出関は、15メートル以下であること。 (6) 公置からの実出関は、15メートル以下であること。 (6) 公置がのまるは、10メートル以下であること。 (7) 変活が、10メートル以下であること。 (8) なき物の上地は、2メートル以下であること。 (9) としから広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (1) なき物は、建物の壁面の重直線がら外に突発出さないこと。 (2) としから広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (4) 広告物の上端は、建物の壁面の重直はがら外に突発出さないこと。 (4) 広告物のは、2メートル以下であること。 (4) 広告物の下端までの高さは、30メートル以下であること。 (5) 公置が、2メートル以下であること。 (6) 公置が、2メートル以下であること。 (6) 公置が、2メートルのとであること。 (7) ではお、3メートル以下であること。 (7) ではお、4、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5、本のとで、5 本のとで、5 本のと				(2) 表示面積の合計は、3平方メートル以内であること。
第2種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。 (3) 表示隔的の計は、10平方トル以内であること。 (3) 表示隔的の動物上のは、10平方トル以内であること。 (4) 表示隔的、1位大力に、10平方トル以内であること。 (5) 表示隔的、1位大力によいこと。 (6) 表示隔的、1点子トル以内であること。 (7) 表示隔的、1点子トル以内であること。 (8) 表示隔的、1点子トル以内であること。 (9) 表示隔的、1点子トル以内であること。 (1) 表示面的。1点子上、1分とないこと。 (1) 表示面的は、1分とないこと。 (2) 一一内容の広告物の表示し数は、1弦面につき1個であること。 (4) 医療の関目的なかるからいて表示し、型は面からはみ出さないこと。 (4) 医療の関目的なかるからいて表示し、又は設置しないこと。 (4) 医療の関目的なかるからいで表示し、又は設置しないこと。 (4) 医療の関目的なからからいで表示し、又は設置しないこと。 (4) 医療の関目的なからからで表示いて表示し、又は設置しないこと。 (4) 医療の関目的なからからで表示し、又は設置しないこと。 (4) 医療の方に指するよいこと。 (5) 公産上に突き出しているには、25メートル以上であること。 (6) 広告物の上部は、1オートル以下であること。 (6) 広告物の上部は、1オートル以下であること。 (7) 別目面の表示面報は、1ステートル以下であること。 (8) 1 型面につき1列であること。 (9) 1 型面につき1列であること。 (1) 型面につき1列であること。 (4) 型面からの実用相ば、13メートル以下であること。 (6) 広告物の上部は、14かール以上であること。 (6) 広告物の上部は、14かール以上であること。 (7) 別目面の表示面報は、10平方メートル以下であること。 (8) 近音がの上に出たいこと。 (1) 別目面の表示面報は、10平方メートル以下であること。 (3) 理面につき1列であること。 (4) 型面からの実出相ば、13メートル以下であること。 (4) 型面がのの異点は、24かール以上であること。 (4) 型面につき1列であること。 (4) 型面につき2列にすること。 (4) 型面につき2列はであること。 (5) 公産上に次計している幅は、1メートル以下であること。 (5) 公産上に次計している幅は、1メートル以下であること。 (4) 広告物の上部は、14かのの異点は、10平方メートル以下であること。 (4) 広告物の上部は、14かのの異点は、10平方メートル以下であること。 (4) 広告物の上部は、14かの上にからこと。 (5) 公産に、14を助は、14かの単位に、14のの表示の表に、25を上にかっては2.5メートルリンでもあること。 (4) 広告物の上部は、14かのの異点は、14かの上にからこと。 (4) 広告物の下隔までの高さは、30メートル以下であること。 (4) 広告物の上部は、14かの上にから上にから上にからこと。 (5) 公産物が上にが、10メートル以下であること。 (6) 公産物は、14かの下にないであること。 (4) 広告物の「14がいのであるにないであいであいであいであいであいであいであいであいであいであいであいであいであい				(3) 表示部分が回転しないこと。
2 表示動類の合計は、10平方ペートル以内であること。			第2種禁止地域	
(3) 表示部分が回転しないとと。 第3種禁止地域 (2) 表示部分が回転しないとと。 第3種禁止地域 (3) 表示部分が回転しないとと。 2) 表示面積の合計は、15平カメートル以内であること。 (3) 表示部がのに転は、15平カメートル以内であること。 (4) 表示面積の合計は、15平カメートル以内であること。 (5) を養の期に耐かないまかに、 2年前の大き、一、 2年間であること。 (6) を養の期に耐かを表示し、 2年間とないとと。 (7) を持ちまかし、 2年間を表示し、 2年間とないとと。 (8) を等の期に耐かを表示し、 2年間とないとと。 (9) 同一内容の広告物の表示側数は、1壁面につき1個であること。 (9) を等の期に耐かを表示し、 2年間とないとと。 (9) 同一内容の広告物の表示例数は、1壁面につき1個であること。 (9) 同一内容の広告物の表示例数は、1壁面につき1個であること。 (9) 同一内容の広告物の表示例数は、1壁面につき1個であること。 (9) 同一内容の広告物の表示例数は、1壁面につき1個であること。 (9) 同一内容の広告物の表示例数は、1壁面につき1個であること。 (9) 同一内容の広告物の表示例数は、1世面につき1個であること。 (3) 壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの楽田幅は、 1メートル以下であること。 (5) 公置上に突き1日している幅は、 1タートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、 2平カメートル以内であること。 (7) 列1面の表示面積は、12平カメートル以内であること。 (8) 広告物の上端は、 2年カメートル以下であること。 (9) 近面につき1列であること。 (1) 担上から広告物の下端までの高さは、からこと。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突田幅は、 1.5メートル以下であること。 (5) 公置上に空き1目している幅は、 1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、 2年カメートル以下であること。 (7) 1列1面の表示面積は、10年カメートル以下であること。 (8) 広告物の上端は、 2年カル以下であること。 (9) 近古から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (10) 広告物の主意は、 2年10年であること。 (11) 広告物の高さは、 2年10年であること。 (12) 地上から広告物の頂点までの高さは、 30メートル以下であること。 (13) 表示例数は、建物りを重ねること。 (14) なおりによるで高さは、 30メートル以下であること。 (15) なおりになるで高さは、 30メートル以下であること。 (16) なおりの重なでの高さは、 30メートル以下であること。 (17) でありの主はは、 30メートル以下であること。 (18) なおりの重なでの高さは、 30メートル以下であること。 (19) においては、 30メートル以下であること。 (10) なおりには、 40×1年に対いては、 40×1年に対いてと、 40×1年に対いてと、 40×1年に対いてと、 40×1年のの環境がよりに変しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま			714 = 12271 = 12171	
#3種禁止地域 (1) 施上から広告物の上端法での高さは、10メートル以下であること。 (3) 表示部がらの輸出、15サストール以内であること。 (3) 表示部がらの輸出、15サストール以下であること。 (3) 表示部がらのでは、15サストール以下であること。 (3) 表示部がらのでは、15サストール以下であること。 (4) 恋年の間とないこと。 (5) 所一等の広告物の表示側数は、1壁面につき1側であること。 (4) 恋年の間上部分をふといて表示し、受証からはみ出さないこと。 (5) 第3種禁止地域 (1) 表示部では、15サストンでは、25メートル以上であること。 (6) 原子の広告物の表示側数は、1壁面につき1側であること。 (7) 理面がらなると、10円内容の広告物の表示側数は、1壁面につき1側であること。 (8) 壁面がに収えるように表示し、受証が置しないこと。 (9) 1列1面の表示部標は、15サストール以内であること。 (9) 1列1面の表示部標は、1アカメートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、2・1カール以上であること。 (2) 1列1面の表示部標は、2・1カール以上であること。 (3) 理面につき1側でかないこと。 (4) 壁面から2・1カール以上であること。 (5) 公益上に突き10円でがないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 2種類に上地が、15メートル以上であること。 (8) 2種間につき2・1カール以上であること。 (9) 1カーにの表示部では、15メートル以下であること。 (1) 理面から2・2・1カール以上であること。 (2) 1カーにの表示部では、1カートル以下であること。 (3) 理面につき2・1カール以上であること。 (4) 壁面から2・1カール以下であること。 (5) 公益上に交換11、1カートル以下であること。 (5) 公益上にから2・1人により1月により2・1月にないこと。 (5) 公益上に交換11、1カートル以下であること。 (6) 広告物の12は、1カートル以下であること。 (7) 広告物の5点は、1カートル以下であること。 (8) 広告物の12は、1カートル以下であること。 (9) 広告物の12は、1地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、15メートル以下であること。 (3) 表示例数は、1地の2・11を設定する高さは、カンートル以下であること。 (4) 広告物の12は、1カートル以下であること。 (5) 公益上に受力では12・5メートル以下であること。 (6) 広告物の12は、1カートル以下であること。 (7) 広告物の5点は、1カートル以下であること。 (8) 京市が12は、1カートル以下であること。 (9) 京市が12は、1カートル以下であること。 (10) 正行物の12は、1カートル以下であること。 (11) 正行物の12は、1カートル以下であること。 (12) 世上から広告物の12は、1カートル以下であること。 (22) 世上から広告物の12は、1カートル以下であること。 (3) 表示物数は、1カートル以下であること。 (4) な古物が12は、1カートル以下であること。 (5) 公益に応じたいこれを受力に対しているに対しないこれを受力に対しないるに対しな				
(2) 表示面類の合計は、15平カメートル以内であること。			笠9番林正州斌	
製画広告物			<b>分型宗正地域</b>	
<ul> <li>整面広告物 第1種禁止地域 (1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の5分の1以内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の間口部分をかまいて表示し、又は設置しないこと。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓等の間口部分をからいで表示し、又は設置しないこと。 (4) 空の間口部分をからいで表示し、又は設置しないこと。 (5) 空面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 型面がらに含物の下端までの高さは、ストール以上であること。 (5) 公直に突き出していないこと。 (6) 公正に完めい下端までの高さは、カゴ上に出ないこと。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、方道上にあつては2.5メートル以上・東道とないこと。 (8) 公正に完からの実出解は、1メートル以下であること。 (9) が重めからの実出解は、1メートル以下であること。 (9) が重めがらの実出解は、1メートル以下であること。 (9) が重めがらの実出解は、1メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上・東道とないこと。 (2) 利用面の表示面積は、1メートル以下であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの変出解は、1メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、1サ物の壁上面から上に出ないこと。 (7) 対面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの変に対している幅は、1メートル以下であること。 (4) 壁面がらの変に対しているであること。 (5) 公道上に変き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、1世から上にを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (7) 成告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (9) 成告物の上寄さは、1乗物の壁面の垂直線から外に突出出さいこと。 (10) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (10) 広告物の上的なは、1世から広告物の下端までの高さは、30メートル以下であること。 (11) 広告物の自なは、1世が以下であること。 (12) 地上から広告物の下端までの高さは、30メートル以下であること。 (13) 状で動が、100 によったのよこと。 (14) 壁面が底に着めなに変を対しては2.5メートル以上であること。 (15) 成古物が、1世が以下があること。 (15) 本のを応告物の下端までの高さは、30メートル以下であること。 (15) 本のを応告物の下端までの高さは、30メートル以下であること。 (15) 本のを応告物の下端までの高さは、30メートル以下であること。 (15) 本のを応告がの下端までの高さは、30メートル以下であること。 (15) 本のを応告がの下端までの高さは、30メートル以下であること。 (15) などとものを応告がの下端までの高さは、30メートル以下であること。 (15) などとものを応告がの下端までの高さは、30メートル以下であること。 (15) などとものを応告がいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて</li></ul>				
第2種禁止地域 内であること。 (2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、残価からはみ出さないこと。 (4) 密参の側目的分をふさいで表示し、又は数値しないこと。 (5) の高の大きがで表示し、現在動を表示しないこと。 (6) 密参の側目的分をふさいで表示し、現在動を入しませいこと。 (7) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面からはみ出さないこと。 (8) 壁面内に収まるように表示し、銀面からはみ出さないこと。 (9) 室参の側目的分をふさいで表示し、現在動から上を出さないこと。 (1) 理上から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (2) 刀目面の表示面積は、1平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの実出幅は、1ドメートル以下であること。 (5) 広音物の上端は、建物の屋上面から上に中ないこと。 (6) 広音物の上端は、建物の屋上面から上に日ないこと。 (7) 利目面の表示面積は、2平方メートル以下であること。 (8) 広音物の上端は、建物の屋上面から上に日ないこと。 (9) 理方から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては2.5メートル以上であること。 (9) 変面がらの契出網は、1.5メートル以下であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以下であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以下であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以下であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以上であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以下であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以下であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以下であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以下であること。 (9) 変面がらの変出網は、1.5メートル以下であること。 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 変示物数は、建物の壁面の垂直線があること。 (4) 広告物の魔さは、建りであること。 (5) 広告物の原さは、建りであること。 (6) 広告物が、連れ、建物の壁面の垂直線がおんれに突き出さないこと。 (7) 広告物の魔さは、建りに下であること。 (9) 広告物の原含は、建りに下の高さは、カジートル以下であること。 (9) 広告物の原含は、建りに下の高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (1) 成音物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては2.5メートル以上であること。 (1) 理一がよりに対しては、まりに対しないこと。 (2) 理由によりでは4.5メートル以上であること。 (3) 同一の商圧組、積 0.5×ドカメートル以上であること。 (4) 突出解は、横 0.5×ドカメートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5×ドカメートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5×ドカメートル以上であること。 (3) 同一が正常に対しないこと。 (4) 突出解は、横 0.5×ドカメートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5×ドカメートル以上であること。 (3) 同一が正常ないでは1.5メートル以上であること。 (4) 突出解は、横りになりになりにないないにないないにないないないにないないないないないないないな		H1 1. 11. 11.	the section will	
(2) 同一内容の広告物の表示値数は、1整面につき1値であること。 (3) 整面内に収まるように表示し、健面からはみ付きないこと。 第3種禁止地域 (1) 表示面積は、広告物を表示する部分の是物の整面面積の3分の1以かであること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、双は設置しないこと。 (4) 窓等の間口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。 (5) 原一内容の広告物の表示値数は、1壁面につき1値であること。 (6) 窓事の間口部分をからいで表示し、又は設置しないこと。 (7) 第1種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (8) 広告物の上端は、1サカメートル以内であること。 (9) 近古に交き出していないこと。 (1) が上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、市道(伊下道を含む。以下同じ。)上におつては4.5メートル以上であること。 (1) 近上の変出幅は、1.5メートル以下であること。 (2) 1列1面の表示面積は、12メートル以下であること。 (3) 壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの実出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以下であること。 (3) と重応につき2列以内であること。 (4) 壁面がらの実出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、1を物の廃土はかいこと。 (7) 1列1面の表示面積は、10平カメートル以下であること。 (8) 広告物の上端は、15メートル以下であること。 (9) 広告物の上端は、15メートル以下であること。 (1) 近上がら広告物の原点までの高さは、30メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の原点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 左告物の経面の垂直線から外に突ま出さないこと。 (4) 広告物の高さは、2種上からこと。 (5) 広告物の原点までの高さは、30メートル以下であること。 (6) 広告物の高さは、2種上からこと。 (7) 連上から広告物の下端までの高さは、30メートル以下であること。 (4) 広告物の場面の垂直線から外に突ま出さないこと。 (5) 原子物の下端までの高さは、5次メートル以上であること。 (6) 広告物の形式、2種したかること。 (7) 原子物の下端までの高さは、5次メートル以上下であること。 (8) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (5) 原子の部には、積 0.5メートル以上であること。 (5) 原子の部に後、10.5×アトル・ル以下であること。 (7) 正におつては2.5メートル以下であること。 (7) 正におつては2.5メートル以下であること。 (7) 正におつては2.5メートル以下であること。 (8) 正におつては2.5メートル以下であること。 (9) 正におつては4.5メートル以上であること。 (1) 正はから広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以下であること。 (2) 連上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 正はから広告物の下端までの高さは、5次よしないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにな		壁面広告物		
(3) 壁面がに収まるように表示し、壁面から行み出さないこと。 (4) 窓等の阻し部分を全がして表示し、又は設置しないこと。 (5) 窓等の阻し部分を全がして表示し、又は設置しないこと。 (7) 同一内容の広告物の表示側数は、1壁面から伝み出さないこと。 (8) 壁面がに収まるように表示し、壁面から行み出さないこと。 (9) 室等の阻し部分を全がして表示し、又は設置しないこと。 (2) 別1面の表示順額は、14プートル以内であること。 (2) 別1面の表示順額は、14プートル以内であること。 (3) 壁面がらの突出幅は、1メートル以下であること。 (4) 壁面がらの突出幅は、1メートル以下であること。 (5) 広省かりの突出幅は、1メートル以下であること。 (6) 広省物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつてはよ5メートル以上であること。 (8) 広省からの突出幅は、1メートル以下であること。 (9) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道 (歩車道を含む。以下同じ。)上におつては2.5メートル以上、中あること。 (9) 広省物の上端は、1メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、1メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、1カメートル以下であること。 (2) 別1面の表示面積は、1カメートル以下であること。 (3) 1壁面につき2別以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1、5メートル以下であること。 (5) 広音がの上端は、1カメートル以下であること。 (6) 広音をかり上端は、1カメートル以下であること。 (6) 広音をかり上端は、1カメートル以下であること。 (6) 広音をかり上端は、1カメートル以下であること。 (7) 広音やかり上端は、2をから上におから上に対ないこと。 (8) 広音を物の上端は、2をから上にかること。 (9) 連上から広告物の直点は、1カンニール以下であること。 (1) 広音を物し角は、1カメートル以下であること。 (2) 地上から広告物の重点は、1カメートル以下であること。 (3) 表示側数は、1 独物1様につき1個であること。 (4) 広音やの上がしたであること。 (5) 広音やり上がしたであること。 (6) 広音をから上を設置してあること。 (7) 広音やの上がしたであること。 (8) 広音やしたいとを発していること。 (9) 広音やしたいとを発していること。 (1) 広音やしたとを発いては4.5メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、お道上にあつては2.5メートルリス・1、1 面の規格であること。 (3) 次音報禁止地域 (4) 表示を上がしたものでは4.5メートル以下であること。 (5) 同一の商店様、通り全等においては、同一の規格であること。 (7) 西では4.5メートル以上であること。 (7) 一の商店様、10.5平 カメートル以上であること。 (8) 同一の商店様、10.5平 カメートル以上であること。			第2種禁止地域	
(4) 窓季の関ロ部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。 第3種禁止地域 (1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の3分の1以内であること。 (2) 同一の容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。 (3) 壁面がに収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。 (4) 窓季の関ロ部分をかさいで表示し、又は設置しないこと。 (5) が生から広告物ので設出での高さは、25メートル以上であること。 (6) 広告物の連出、は、1メートル以内であること。 (7) が生から広告物の下端までの高さは、み道上に出ないこと。 (8) 広告物の上端は、1メートル以下であること。 (9) 広告物の上端は、1を列にのよりには、1メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上・であること。 (2) 1列1面の表示面積は、1ア カートル以下であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1、1メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出していないこと。 (6) 広告物の上端は、15メートル以下であること。 (7) 1列1面の表示面積は、12 エートル以下であること。 (8) 広告物の上端は、15 エートル以下であること。 (9) 広告物の上端は、15 エートル以下であること。 (9) 広告物の上端は、15 エートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以下であること。 (3) 1壁面につき列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、15 エートル以下であること。 (5) 公道上に変き出している前に、13 エートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、15 エートル以下であること。 (7) 第3種禁止地域 (7) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (9) 広告物の高さは、建物の単面の垂直線から外に突出出さないこと。 (1) 広告物の高さは、建物の上のきには、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、2 オートル以上であること。 (4) 広告物の高さは、2 オートル以上であること。 (5) 広告物の同点は、2 オートル以上であること。 (6) 広告物の下端までの高さは、3 カメートル以下であること。 (7) 本であるた告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリンに、2 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリンに、2 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリンに、3 表では2 オートル以上であること。 (3) 両でから上に地域 (4) 表で物に表があること。 (3) 両でから上に地域 (4) 表で物に表述を描述しては、同一の規格であること。 (5) 同一の商店街、前の全部においては、同一の規格であること。 (5) 同一の商店街、15 シャートル以下であること。 (5) 同一の商店街、15 シャートル以下であること。 (5) 同一の商店街、15 シャートル以下、1 面の現格であること。 (5) 同一の商店街、15 シャートル以下であること。 (5) 同一の商店街、15 シャートル以下であること。 (5) 同一の商店街、15 シャートル以下であること。 (5) 「日本的などもないては、15 シャートル以下であること。 (5) 「日本的などもないては、15 シャートル以下であること。 (5) 「日本的などもないては、15 シャートル以下であること。 (7) 大きのでは、15 シャートル以下であること。 (7) 大きのには、15 シャートル以下であること。 (8) 大きのには、15 シャートル以下であること。 (9) 大きのには、15 シャートル以下であること。 (1) 大きのには、15 シャートルは、15 シャートルは				
第3種禁止地域				(3) 壁面内に収まるように表示し,壁面からはみ出さないこと。
第3種禁止地域				(4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
古のであること。			第3種禁止地域	
(2) 同一内容の広告物の表示網数は、1壁面につき1側であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し、以は設置しないこと。 (4) 窓等の間口部分をふといて表示し、又は設置しないこと。 (5) 21列1面の表示面積は、1平方メートル以上であること。 (6) 広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (7) 1列1面の表示面積は、1 ドーナル以下であること。 (8) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (9) 地上から広告物の所識までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の所識までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、2 平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1 5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1 メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 1列1面の表示面積は、1 10 平方メートル以下であること。 (8) 広告物の上端は、1 2 平方メートル以下であること。 (9) 2 1列1面の表示面積は、1 10 平方メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の同よは、1 ルートル以下であること。 (2) 1列1面の表示面積は、1 10 平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1 5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1 1 アートル以下であること。 (6) 広告物の直表示面積は、1 1 アートル以下であること。 (7) 1列1面の表示面積は、1 1 アートル以下であること。 (8) 広告物の直流は、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (9) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (1) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、東道上にあつては2.5メートル以上、東道上にあつては2.5メートル以上、東道上にあつては2.5メートルリントであること。 (8) 京告物の単色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (9) 定物は、横 1 0 5 × 1 トル 1 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 ×	白		770座水型70.3	
(3) 壁面内に収まるように表示し、壁面がらはみ出さないこと。 (4) 窓等の開口部分をふないで表示し、又は設置しないこと。 (5) 20 当月1節の表示面積は、1平方メートル以上であること。 (6) 21 単値面につき1列であること。 (7) 1月1節の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (8) 経腫のからの突出幅は、1メートル以下であること。 (9) 経腫のからの突出幅は、1メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (2) 2月1面の表示面積は、12万メートル以下であること。 (3) 20 当性の方とは、1 2 5メートル以上であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1 5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1 5メートル以下であること。 (6) 公道上に突き出している幅は、1 4メートル以下であること。 (7) 2月1面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (8) 金道上に突き出している幅は、1 1 5メートル以下であること。 (9) 公道上に突き出している幅は、1 1 5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル カ 第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の上端は、2 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4				
(4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。 (5) 1列1値の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (6) 21列1値の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (8) 21列1値の表示面積は、1メートル以下であること。 (9) 公道上に突き出していないこと。 (1) 地上から広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道(歩車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道にあったの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (2) 1列1値の表示面積は、2平方メートル以下であること。 (3) 壁面につき1列であること。 (4) 壁面から上に出ないこと。 第3種禁止地域 (5) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) 公道上に突き出している幅は、1.0平方メートル以中であること。 (9) 公道上に突き出している幅は、1.0平方メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の重点は、1.0平方メートル以下であること。 (3) 表示値数は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (4) 空面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.0平方メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、1.5メートル以下であること。 (7) 上上から広告物の重点なは、30メートル以下であること。 (8) 広告物の高さは、地から上れを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以上であること。 (9) 広告物の高さは、建物の重点での高さは、30メートル以下であること。 (1) 広告物の高さは、建物の重点での高さは、50メートル以下であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (5) 宮田のあの下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリト・アケードによいでは、同一の規格であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリト・アケードにおいでは、15アメートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリト・アケードにおいでは、同一の規格であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリト・アト・アト・アト・アト・アト・アト・アト・アト・アト・アト・アト・アト・アト				
第1種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 第2種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1ノートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1ルートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.0平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以上であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (6) 広告物の高さは、北上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の首はは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (4) 広告物の意は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 広告物の運面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 広告物の連面に重直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物に、連物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 広告物ので層は大きが上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出機は、横の15×1トル以上であること。 (5) 同一の商店街、通り登録においては、同一の規格であること。 (1) 地上から広告物ので満までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリ上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物ので満までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物ので満までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリト・正がにまること。 (2) に動っては4.5×1トル以上であること。 (3) 同一ので高さは、歩道上にあつては2.5メートルリト・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア				
(2) 1列1面の表示面積は、1平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出していないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道(歩車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上、あること。 (8) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (9) 1列1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 (8) 1 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (9) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 (1) 塩面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.5メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、12マートル以下であること。 (7) 広告物の声はは、12マートル以下であること。 (8) 広告物の直に練から外に突き出さないこと。 (9) 地上から広告物の弾面までの高さは、30メートル以下であること。 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物の電音は、建物1様につき1個であること。 (5) 広告物の単値ので高さは、30メートル以下であること。 (6) 広告物の単値に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (7) 空間は、積の5キットル以上であること。 (8) 空間は、積の5キットル以上であること。 (9) 空間は、積の5キットル以上であること。 (1) 空間は、積の5キットル以上であること。 (1) 空間は、積の5キットル以上であること。 (2) 空間は、積の5キットル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 空間は、積の5キットル以上であること。 (5) 同一の南店循、通り会等においては、同一の規格であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリントル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリントル以上であること。 (1) 空間には、積の5キットル以上であること。				
(3) 1壁面につらつ突出幅は、1メートル以下であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出していないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の壁上面から上に出ないこと。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (9) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、12サール以上であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面から突出幅は、1.5メートル以上であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.5メートル以上であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.5メートル以上であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 2月 1 回の表示面積は、10平方メートル以下であること。 (8) 広告物の高さは、地上から広も変置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (9) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 表示個数は、建物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリト・直上にあつては4.5メートル以上であること。 (4) 突出極は、横、0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1 面の表示面積 0.5 ルール以下、縦 1.1メートル以下、1 面の表示面積 0.5 ルール以下、縦 1.1メートル以下、1 面の表示面積 0.5 ルール以下、縦 1.1メートル以下、1 面の表示面積 0.5 ルール以下、縦 1.1 ルートル以下、1 面の表示面積 0.5 ルートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、5 位は 1 ルートル以下 1 面の表示面積 1.1 ルートル以下 1 面の表示面積 1.1 ルートル以下 1 面の表面積 1.1 ルートル以上 1 面の表面積 1.1 ルートル以上 1 面の表面積 1.1 ルートル以上 1 面の表面積 1.1 ルートル以下 1 面の表面積 1.1 ルートル以上 1 面の表面積 1.1 ルートル以上 1 面の表面積 1.1 ルートル以上 1 面の表面積 1.1 ルートルに 1 面の表面積 1.1 ルートルに 1 面積 1 面	家	突出広告物	第1種禁止地域	
(4) 壁面からの突出幅は、1メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出していないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上(本車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上、車道上(本車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) は壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (9) が置面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) が上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。 (8) は壁面につき2列以内であること。 (9) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (1) 財工面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (2) 地上から広告物の上端は、建物の下であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (8) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (9) 地上から広告物の下点までの高さは、多0メートル以下であること。 (1) 広告物の高さは、地上から広告ので高さは、多0メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、推動の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 広告物の単面の垂直線から外に突き出さないこと。 (6) 広告物の単面の垂直線から外に突き出さないこと。 (7) 大手物は、横りの壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (8) 大手物は、横りの壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (9) 生上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリントル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリントル以下、縦1.1メートルリ下、1面の表示面積 0.5メートル以下、縦1.1メートルリ下、1面の表示面積 0.5メートル以下、縦1.1メートルリ下、1面の表示面積 0.5メートル以下、縦1.1メートルリ下、1面の表示面積 0.5メートルルリ下、1面の表形面積 0.5メートルルリ下、1面の表示面積 0.5メートルルリ下、1面の表示面積 0.5メートルルリ下、1面の表示面積 0.5メートルルリ下、1面の表示面積 0.5メートルルリ下の高こと。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルリ下・1、1面の表示面積 0.5メートルリ下・1、1回の規格であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリ下であること。 (3) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリ下であること。 (4) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリエトルリエトルリエトルリエトルリエトルリエトルリエトルリエトルリエトルリエ				(2) 1列1面の表示面積は,1平方メートル以内であること。
(5) 公道上に突き出していないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 水道上下から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道(歩車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) 1壁面につき1列であること。 (9) 1列1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (8) 1壁面につき2列以内であること。 (9) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (9) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (1) 1型1面の表示面積は、11の平方メートル以上であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 広告物の上端は、建物の上端は、1メートル以下であること。 (5) 広告物の上端は、建物の上海は、1をプレールのよ下であること。 (6) 広告物の一調は、建物の原とは、1を設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (4) 広告物は、建物1棟につき1間であること。 (4) 広告物は、建物1棟につき1間であること。 (5) 表示側数は、建物1棟につき1間であること。 (6) 広告物の「満までの高さは、30メートル以下であること。 (7) 東海横大は、建物1棟につき1間であること。 (8) 表示側数は、衛打柱1本につき1間であること。 (9) 地上から広告物の頂点までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (1) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリエ、11面の表示面積(0.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表示面積(0.5メートル以内であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表示面積(0.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表示面積(0.5メートルリス)、縦上下があること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表示面積(0.5メートルリア・11面の表であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表で面積(0.5メートルリア・11面の表で面積(0.5メートルリス)、縦上下がしては、同一の規格であること。				(3) 1壁面につき1列であること。
(5) 公道上に突き出していないこと。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 水道上下から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道(歩車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) 1壁面につき1列であること。 (9) 1列1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (8) 1壁面につき2列以内であること。 (9) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (9) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (1) 1型1面の表示面積は、11の平方メートル以上であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 広告物の上端は、建物の上端は、1メートル以下であること。 (5) 広告物の上端は、建物の上海は、1をプレールのよ下であること。 (6) 広告物の一調は、建物の原とは、1を設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (4) 広告物は、建物1棟につき1間であること。 (4) 広告物は、建物1棟につき1間であること。 (5) 表示側数は、建物1棟につき1間であること。 (6) 広告物の「満までの高さは、30メートル以下であること。 (7) 東海横大は、建物1棟につき1間であること。 (8) 表示側数は、衛打柱1本につき1間であること。 (9) 地上から広告物の頂点までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (1) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリエ、11面の表示面積(0.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表示面積(0.5メートル以内であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表示面積(0.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表示面積(0.5メートルリス)、縦上下があること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表示面積(0.5メートルリア・11面の表であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリア・11面の表で面積(0.5メートルリア・11面の表で面積(0.5メートルリス)、縦上下がしては、同一の規格であること。				(4) 壁面からの突出幅は、1メートル以下であること。
(6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道(歩車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、2平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (6) 広告物の下端までの高さは、歩道上においてと。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以下であること。 (8) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (9) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以下であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物のの書とは、1.5メートル以下であること。 (7) 近上に変も出している幅は、1メートル以下であること。 (8) 広告・物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (9) 広告・物の直急までの高さは、30メートル以下であること。 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (4) 広告物の直急までの高さは、30メートル以下であること。 (4) 広告物の面を直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 表示個数は、建物り壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (3) 表示個数は、建物り壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物の「輪までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (5) 面の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) ロの商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (7) 世上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (3) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (4) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (5) 同一の表示面積は、10.5平方メートル以上であること。	用用			
第2種禁止地域	/ 13			
以上、車道(歩車道を含む。以下同じ。)上にあつては4.5メートル以上であること。			第9種林正地賦	
広			₩ 74 世景正地域	
(2) 1列1面の表示面積は、2平方メートル以内であること。 (3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.5メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (8) 公道上に突き出している幅は、1.5メートル以上であること。 (9) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以内であること。 (1) 20 2月1面の表示面積は、1.5メートル以下であること。 (1) 公当に突き出している幅は、1.5メートル以下であること。 (2) 公道上に突き出している幅は、1.5メートル以下であること。 (3) 表面の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (4) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、6メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 広告物の地面の垂直線から外に突き出さないこと。 (6) 広告物の下端までの高さは、30メートル以下であること。 (7) 大手の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (1) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルり上、車道上にあっては4.5メートル以内であること。 (3) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (4) 出上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以内であること。	حبر			
(3) 1壁面につき1列であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.5メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 成告物のは、建物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (4) 広告物は、建物の頃点までの高さは、30メートル以下であること。 (5) 成告物のは、建物の項点までの高さは、50メートル以下であること。 (4) 広告物は、建物の項点までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以上、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5 アナメートル以下、総 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5 アナメートル以上、東道上にあつては2.5メートル 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (3) 同一の一大・ドにおいては、同一の規格であること。	丛			
告				
(5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) 1撃面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (9) 20 1列1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 (1) 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20				
(6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 第3種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以上であること。 (3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1.5メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) が上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (8) な告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (9) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (5) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (6) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (7) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (8) 素示個数は、建物1棟につき1個であること。 (9) 地上から広告物の堕面の垂直線から外に突き出さないこと。 (1) 太宇御大は、建物の壁面の高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5マーカメートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5マーカメートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 1.5マーカメートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 1.5マーカール以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 1.0、1の平力メートル以内であること。 (3) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (3) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (3) 同一の商店街、近り会等においては、5メートル以上であること。				
第3種禁止地域	告			(5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。
第3種禁止地域				(6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。			第3種禁止地域	
物       (2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以内であること。         (3) 1壁面につき2列以内であること。         (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。         (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。         (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。         (7) 広告物の高さは、地上から工れを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。         (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。         (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。         (5) 変え種禁止地域         (6) 広告物の高さは、地上から工れを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。         (4) 広告物の高さは、地上から工れを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。         (5) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。         (6) 広告物の高さは、地上から工を設置する箇所までの高さること。         (9) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。         (1) 表示個数は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。         (4) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、事道上にあつては2.5メートル以上であること。         (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルルト・ルルスト・ルルリスト・ルースト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルルリスト・ルースト・ルースト・ルルリスト・ルースト・ルースト・ルースト・ルースト・ルースト・ルースト・ルースト・ルー			7,70年7、五八五八	
(3) 1壁面につき2列以内であること。 (4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (8) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (9) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (1) 広告物の高さは、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の項点までの高さは、30メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物の、かつ、10メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、事道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) 対土から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル 以上、事道上にあつては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル 以上、事道上にあっては4.5メートル以内であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以上であること。	Η⁄m			
(4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。 (5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。 (7) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (8) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (9) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (1) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物0壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 電がは、建物1棟につき1個であること。 (6) 広告物は、建物1棟につき1個であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (9) 空間は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以内であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以内であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以上であること。 (3) 広告のては4.5メートル以上であること。 (3) 同一アケードにおいては、同一の規格であること。	199			
(5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。  屋上広告物 第2種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (6) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2 以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (6) 広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (7) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (8) 法に告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (9) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (1) 太后物が、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物が、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物の「離までの高さは、30メートル以下であること。 (5) 本に動物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (6) 本に動いては4.5メートル以上であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第3種禁止にあつては4.5メートル以上であること。				
第2種禁止地域				
屋上広告物   第2種禁止地域				
以下であり、かつ、5メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (1) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (4) 突出幅は、横の.5メートル以下、縦1.1メートル以下、1面の表示面積の.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				
(2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (6) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以下、縦1.1メートル以下、1面の表示面積の.5平方メートル以下、縦1.1メートル以下、1面の表示面積の.5平方メートル以下であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (7) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (8) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。 (9) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (10) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以内であること。 (11) 地上から広告物の下端までの高され、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以内であること。		屋上広告物	第2種禁止地域	
(3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				
(4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 本子間数は、街灯柱1本につき1個であること。 (6) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、本道上にあっては4.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積の.5平方メートル以内であること。 (8) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (9) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				(2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。
(4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 第3種禁止地域 (1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 本子間数は、街灯柱1本につき1個であること。 (6) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、本道上にあっては4.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積の.5平方メートル以内であること。 (8) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (9) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				(3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。
第3種禁止地域				(4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
以下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 接示個数は、新灯柱1本につき1個であること。 (6) 大宗個数は、新灯柱1本につき1個であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (8) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (9) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) 市の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上であること。 (8) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。 (9) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。			第3種禁止地域	
(2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。 (3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 有灯柱のそで (7) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (6) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (7) など、(8) など、(9) は上がら広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積の.5平方メートル以内であること。 (8) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (8) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。			\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	
(3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。 (4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (5) 街灯柱のそで 第3種禁止地域 第3末一下ル以上であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) 中の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル 以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (8) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (9) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さるに、歩道上にあっては2.5メートル 以上、車道上にあっては4.5メートル以上であること。 (1) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。				
(4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 街灯柱のそで 第2種禁止地域 (1) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 アーケードのつ 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第3種禁止地域 第3種禁止地域 第10.5平方メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				
(1) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (6) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル り下げ又はそで 付き広告物 第3種禁止地域 第3種禁止地域 (1) 表示個数は、街灯柱1本につき1個であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				
(2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (7) サーナー・アンドでは、第3種禁止地域 第3種禁止地域 第3種禁止地域 第3種禁止地域 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。		仕に払って	<b>然ったせょりは</b>	
以上,車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (3) 広告物の地色に,赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は,横 0.5メートル以下,縦 1.1メートル以下,1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街,通り会等においては,同一の規格であること。 アーケードのつ 第2種禁止地域 り下げ又はそで 第3種禁止地域 以上,車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (1) 地上から広告物の下端までの高さは,歩道上にあつては2.5メートル 以上,車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は,0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては,同一の規格であること。				
(3) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。 (4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 アーケードのつ 第2種禁止地域 り下げ又はそで 第3種禁止地域 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。		付き広告物	第3種禁止地域	
(4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル り下げ又はそで 第3種禁止地域 けき広告物 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				
(4) 突出幅は、横 0.5メートル以下、縦 1.1メートル以下、1面の表示面積 0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街、通り会等においては、同一の規格であること。 (7) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル り下げ又はそで 第3種禁止地域 けき広告物 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				(3) 広告物の地色に,赤色及び黄色を使用しないこと。
0.5平方メートル以内であること。 (5) 同一の商店街,通り会等においては,同一の規格であること。 アーケードのつ 第2種禁止地域 り下げ又はそで 第3種禁止地域 以上,車道上にあつては4.5メートル以上であること。 付き広告物 (2) 1面の表示面積は,0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては,同一の規格であること。				(4) 突出幅は, 横 0.5メートル以下, 縦 1.1メートル以下, 1面の表示面積
(5) 同一の商店街,通り会等においては,同一の規格であること。 アーケードのつ 第2種禁止地域 り下げ又はそで 第3種禁止地域 以上,車道上にあつては4.5メートル以上であること。 付き広告物 (2) 1面の表示面積は,0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては,同一の規格であること。				
アーケードのつ 第2種禁止地域 (1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートルり下げ又はそで 第3種禁止地域 以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。 (2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				The state of the s
り下げ又はそで 第3種禁止地域 以上,車道上にあつては4.5メートル以上であること。 付き広告物 (2) 1面の表示面積は,0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては,同一の規格であること。		アーケードのへ	第9種林正州は	
(2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。				
(3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。			舟3悝祭正地墺	
		小びる仏告物		
				(4) そで付き広告物の表示個数は,支柱1本につき1個であること。

案内広告物	第1種禁止地域	(I) 表示面積の合計は、広告物1個につき1平方メートル以内(2以上の
		事業所が共同して表示する場合にあつては、2平方メートル以内)であ
		ること。
		(2) 地上から広告物の上端までの高さは、2メートル以下であること。
		(3) 案内のために必要な文字, 記号, 地図等を表示したもので, 表示場
		所は広告物の設置目的に沿う場所で、幹線道路等に面していない事業
		所等が当該幹線道路等に表示する場合に限る。
		(4) 表示個数は、1路線につき原則として1個であること。
	第2種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、広告物1個につき2平方メートル以内(2以上の
	第3種禁止地域	事業所が共同して表示する場合にあつては,5平方メートル以内)であ
		ること。
		(2) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下であること。
		(3) 案内のために必要な文字, 記号, 地図等を表示したもので, 表示場
		所は広告物の設置目的に沿う場所で、幹線道路等に面していない事業
		所等が当該幹線道路等に表示する場合に限る。
		(4) 表示個数は、1路線につき原則として1個であること。

注 案内広告物とは、道標、案内板その他公共的目的をもつた広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物をいう。

# 第6 制限地域における許可基準(条例の関係条項 第5条,第10条第1項)

広告物の種類	地域区分	許 可 基 準
野立広告物	第1種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。
		(2) 表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。
	第2種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。
		(2) 表示面積の合計は、25平方メートル以内であること。
	第3種制限地域	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。
P1	he consulated to the	(2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。
壁面広告物	第1種制限地域	(1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の3分の1以内
	第2種制限地域	であること。
		(2) 同一内容の広告物の表示個数は、1壁面につき1個であること。
		(3) 壁面内に収まるように表示し、壁面からはみ出さないこと。
	然の任用用はは	(4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	第3種制限地域	(1) 表示面積は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積の5分の2以内
		であること。
		(2) 同一内容の広告物の表示個数は, 1壁面につき1個であること。 (3) 壁面内に収まるように表示し,壁面からはみ出さないこと。
		(4) 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと。
突出広告物	第1種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以
大山四日初	另1性則限地域	上, 車道上にあつては4.5メートル以上であること。
		(2) 1列1面の表示面積は、10平方メートル以内であること。
		(3) 1壁面につき2列以内であること。
		(4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。
		(5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。
		(6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
	第2種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以
	711 1-11111 - 71	上, 車道上にあつては4.5メートル以上であること。
		(2) 1列1面の表示面積は、20平方メートル以内であること。
		(3) 1壁面につき2列以内であること。
		(4) 壁面からの突出幅は, 1.5メートル以下であること。
		(5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。
		(6) 広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ないこと。
	第3種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは,歩道上にあつては2.5メートル以
		上,車道上にあつては4.5メートル以上であること。
		(2) 1列1面の表示面積は、30平方メートル以内であること。
		(3) 1壁面につき2列以内であること。
		(4) 壁面からの突出幅は、1.5メートル以下であること。
		(5) 公道上に突き出している幅は、1メートル以下であること。
		(6) 広告物の上端は,建物の屋上面から上に出ないこと。

	<b>分、在山田山山</b>	
屋上広告物	第1種制限地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以
		下であり、かつ、10メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の頂点までの高さは、30メートル以下であること。
		(3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。
		(4) 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
	第2種制限地域	(1) 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以
		下であり、かつ、15メートル以下であること。
		(2) 地上から広告物の頂点までの高さは、46メートル以下であること。
		(3) 表示個数は、建物1棟につき1個であること。
	第3種制限地域	(4) 広告物は,建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。 (1) 広告物の高さは,地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の2以
	<b>第3</b> 性刑拟地域	「い」 公百物の同さは、地上がらこれを設置する固別までの同さの3万の2以 下であること。
		(2) 地上から広告物の頂点までの高さは、46メートル以下であること。
		(3) 広告物は、建築物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと。
電柱, 街灯柱又	第1種制限地域	(1) 表示個数は、電柱等1本につき1個であること。
は消火栓標識柱	第2種制限地域	(2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以
のそで付き広告	第3種制限地域	上, 車道上にあつては4.5メートル以上であること。
物		(3) 突出幅は、横0.5メートル以下、縦1.1メートル以下、1面の表示面積0.5 平方メートル以内であること。ただし、消火栓標識柱のそで付き広告物に
		平方メートル以内であること。たたし、相欠怪標識性のそで付き広告物に   ついては、突出幅は、横0.8メートル以下、縦0.5メートル以下、1面の表示
		面積0.4平方メートル以内であること。
		(4) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。
		(5) 街灯柱のそで付き広告物については、同一の商店街、通り会等におい
		ては、同一の規格であること。
アーケードのつ	第1種制限地域	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以
り下げ又はそで	第2種制限地域	上, 車道上にあつては 4.5メートル以上であること。
付き広告物	第3種制限地域	(2) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。 (3) 同一アーケードにおいては、同一の規格であること。
		(4) そで付き広告物の表示個数は,支柱1本につき1個であること。
バス停留所のつ	第1種制限地域	(1) 表示個数は、上屋1棟につき1個であること。
り下げ広告物	第2種制限地域	(2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以
	第3種制限地域	上,車道上にあつては4.5メートル以上であること。
	hele a see statement to L.N.	(3) 1面の表示面積は、0.5平方メートル以内であること。
バス停留所標識	第1種制限地域	(1) 標識の1面につき,表示部分の高さは0.6メートル以下,幅は0.75メート
広告物	第2種制限地域 第3種制限地域	ル以下であること。 (2) 広告物の地色に,赤色及び黄色を使用しないこと。
電柱等巻付け広	第1種制限地域	(1) 表示個数は、電柱等1本につき2個以内であること(2個の場合は、電柱
告物	第2種制限地域	等を中心に同じ高さに巻き付けたものに限る。)。
	第3種制限地域	(2) 広告物の縦の長さは、1.5メートル以下であること。
		(3) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。
T == 11-	<b>然。任</b> 史四日 日	(4) 広告物の地色に、赤色及び黄色を使用しないこと。
立看板	第1種制限地域 第2種制限地域	(1) 表示部分の縦の長さは、2メートル以下、幅は、1メートル以下であるこ
	第2種制限地域 第3種制限地域	と。 (2) 同一の者が表示する立看板相互の距離は、5メートル以上であること。
広告網 広告旗	第1種制限地域	(1) 縦の長さは、5メートル以下、幅は1メートル以下であること。
	第2種制限地域	(2) 同一の者が表示する広告旗相互の距離は、5メートル以上であること。
	第3種制限地域	
懸垂幕	第1種制限地域	(1) 表示部分の大きさは、長さ12メートル以下、幅1メートル以下であること。
又は横	第2種制限地域	(2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以
断幕	第3種制限地域	上, 車道上にあつては 4.5メートル以上であること。
はり紙又ははり札	第1種制限地域	(1) 表示面積は、1枚につき1平方メートル以内であること。
1 1 1 2 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	第2種制限地域	(2) 建物等にのり付けしないものであること。
	第3種制限地域	
アーチ型広告物	第1種制限地域	(1) アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。
	第2種制限地域	(2) 広告物の縦の長さは、1メートル以下であること。
	第3種制限地域	(3) 地上から広告物の下端までの高さは,歩道上にあつては2.5メートル以上, 車道上にあつては4.5メートル以上であること。
気球広告(アド・	第1種制限地域	上,早旦上にめつくは4.5メートル以上であること。  (1) 取付位置は,危険物から離れていること。
バルーン)	第2種制限地域	(2) 気球の高さは、取付位置からの垂直距離が50メートル以下であること。
	第3種制限地域	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,

注 アーチ型広告物とは、道路上等に架設されたアーチ型の工作物に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

#### 別表第3(第4条の2関係)

## 条例第6条第2項第9号の知事が指定する団体が設置する掲出物件の設置の基準

道路の曲がり角,交差点,踏切及び横断歩道並びに信号機,道路標識,消火栓その他これらに類するものから10メートル以上離れていて,次に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するもの

## (1) 広告板

- ア 表示面積は、1区画が5平方メートル以内であること。
- イ 地上からの高さは、5メートル以下であること。
- ウ はり紙専用のものにあつては、表示部分をプラスチック板等で保護する装置が施されて いること。

## (2) 広告塔

- ア 表示面積は、1面が5平方メートル以内であること。
- イ 地上からの高さは、5メートル以下であること。
- ウ はり紙専用のものにあつては、表示部分をプラスチック板等で保護する装置が施されていること。